

津山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
29	101,467	49,758,530	1,532,607	7,361,375	14.8	14.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

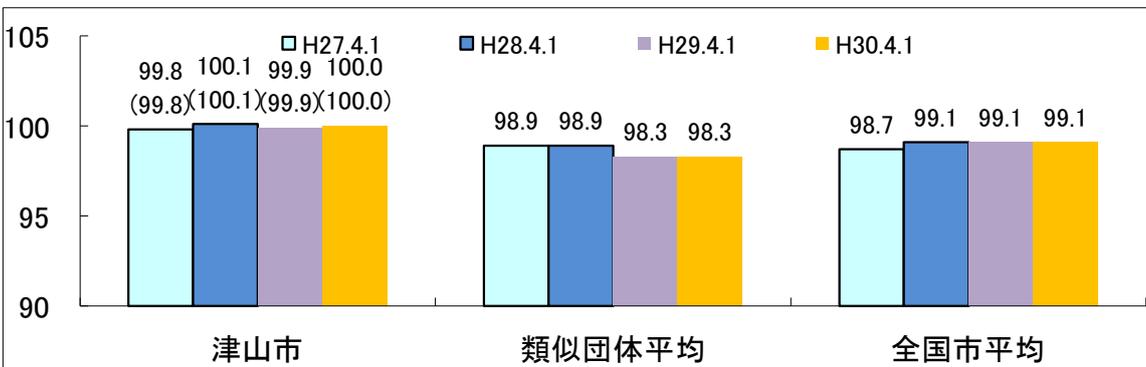
区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
29	744	2,931,119	470,913	1,154,077	4,556,109	6,124	5,987

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。

(注)2 職員数は、29年4月1日現在の人数です。

(注)3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれていますが、職員数には当該職員は含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

(注)2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	給与改定率	(参考)国の改定率
30年度	0.17 %	0.16 %

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	年間支給月数	(参考)国の年間支給月数
30年度	4.40 月	4.40 月

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

〔概要〕国の給与制度の総合的見直しでは、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

〔実施〕

実施内容

【給料表の改定実施時期】平成27年4月1日
 【内容】一般行政職の給料表については、平成24年4月から平均2.04%の減額措置を本市独自で先行実施していたため、平均0.16%引き下げることとします。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施します。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施します。

② 地域手当の見直し

実施内容

【支給割合】津山市在勤者については国と同様対象外としますが、東京都特別区に勤務する職員の支給割合について、国基準と同じ20%とします。
 【実施時期】平成27年4月1日から段階的に引き上げることとし、平成27年4月1日時点は18%、給与改定後は平成27年4月に適及し18.5%、平成28年4月1日に20%とします。

(参考)津山市在勤者の地域手当支給率

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合
		4月1日時点	適及改定後			
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
津山市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当、単身赴任手当及び寒冷地手当について、国と同様に見直しを実施しました。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(30年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
津山市	43.4 歳	331,734 円	389,603 円	363,780 円
岡山県	43.6 歳	337,722 円	411,987 円	369,319 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	42.0 歳	315,622 円	383,032 円	351,541 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
津山市	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち学校給食員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	— 円	—
岡山県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	— 円	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	51.8 歳	43 人	323,915 円	358,060 円	346,693 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
津山市	—	—	—
うち学校給食員	— 円	— 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成27年度～29年度の3ヵ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与その他特別給与額の額を加えた試算値です。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
津山市	43.0 歳	329,953 円	374,623 円
岡山県	42.3 歳	362,185 円	395,966 円
類似団体	40.2 歳	301,770 円	337,963 円

(注)1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

(注)2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況(30年4月1日現在)

区 分		津 山 市	岡 山 県	国
一般行政職	大学卒	179,200 円	191,900 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	155,000 円	147,100 円
教育職	大学卒	179,200 円	213,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(30年4月1日現在)

区 分		経験年数7～10年	経験年数10～15年	経験年数15～20年
一般行政職	大学卒	241,150 円	273,710 円	317,190 円
	高校卒	217,100 円	247,630 円	274,287 円
技能労務職		— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	短大卒	— 円	— 円	— 円

(注) 対象者が3人以下である階層については、「—」印で示しています。

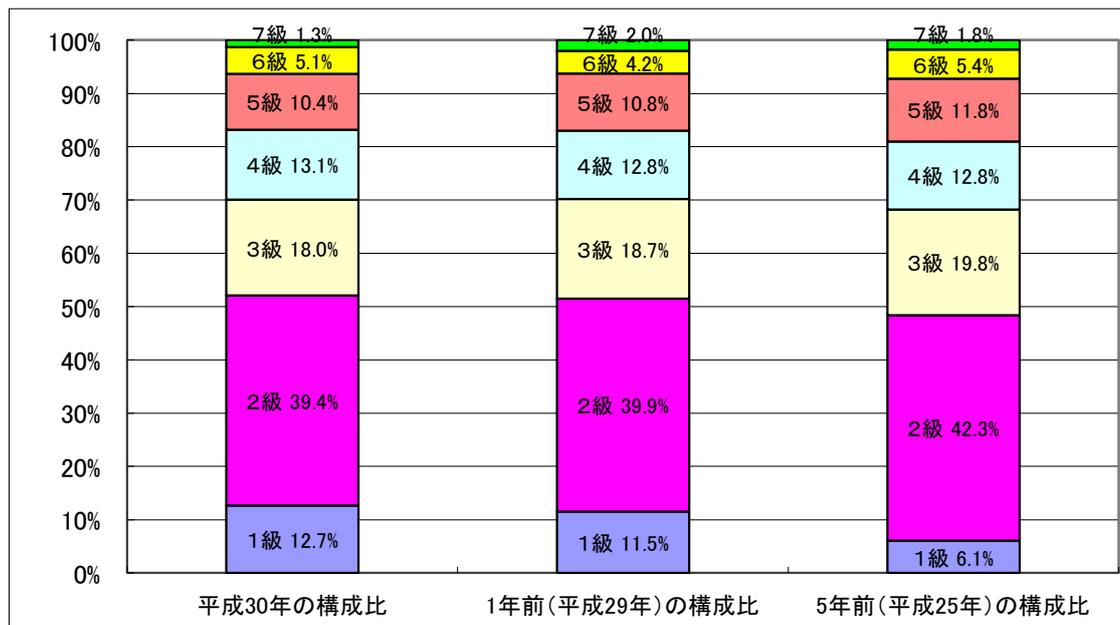
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成30年4月1日現在)

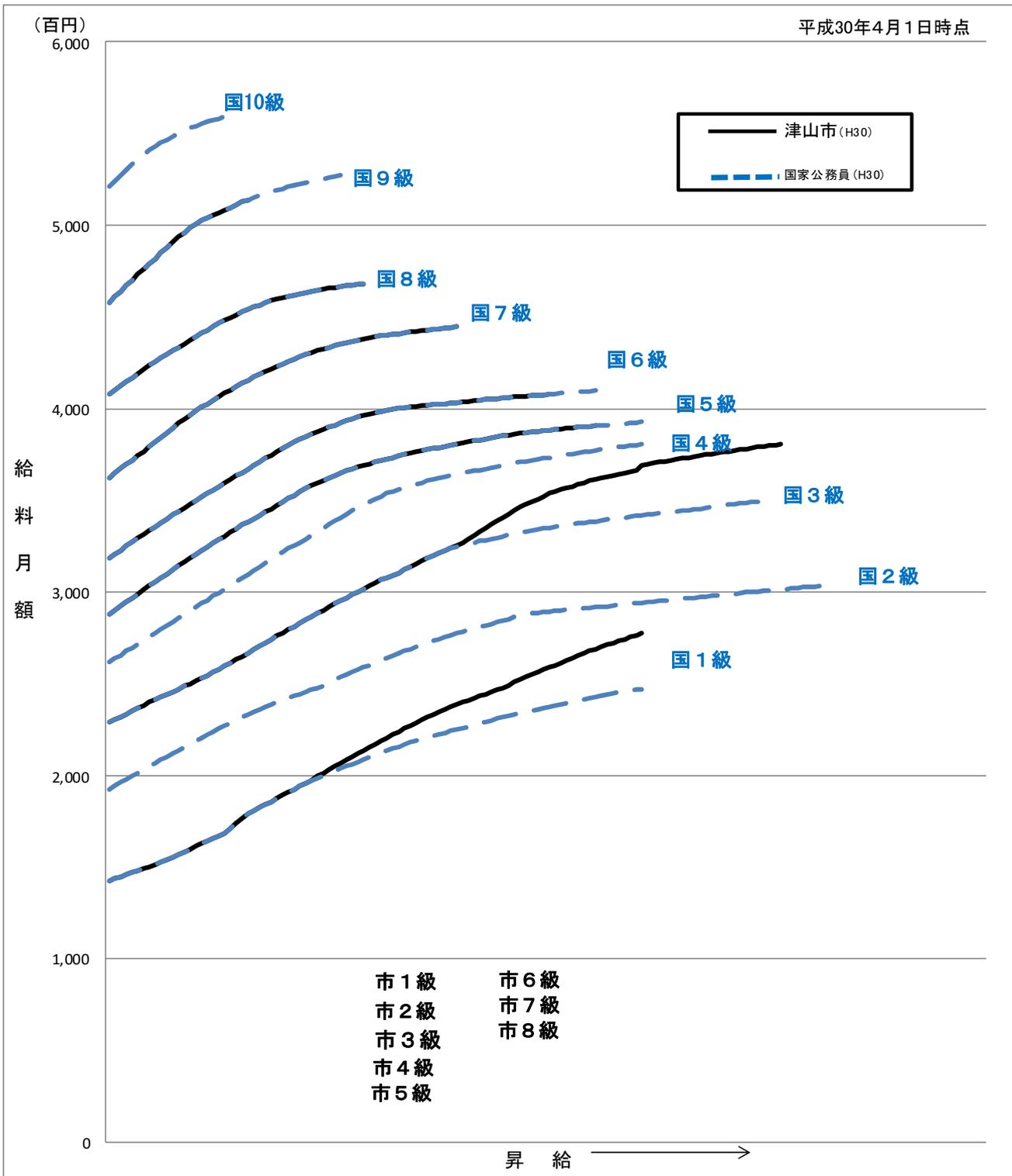
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事・技師	80 人	12.7 %	142,600 円	277,600 円
2 級	主任・係長又は相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事・技師	249 人	39.4 %	228,900 円	380,600 円
3 級	課長補佐又は困難な業務を所掌する係長	114 人	18.0 %	288,000 円	390,600 円
4 級	課長又は困難な業務を所掌する課長補佐	83 人	13.1 %	318,500 円	407,800 円
5 級	部次長又は困難な業務を所掌する課長	66 人	10.4 %	362,300 円	444,500 円
6 級	部長又は困難な業務を所掌する部次長	32 人	5.1 %	407,700 円	468,200 円
7 級	困難な業務を所掌する部長	8 人	1.3 %	458,000 円	513,800 円

(注)1 津山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(注)2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(1) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(平成30年4月1日現在)



(2)昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までの運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ	人事評価を活用していない	○		○	
	活用予定時期	平成32年度		平成32年度	

4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

津山市		岡山県		国	
1人当たり平均支給額(29年度) 1,562 千円		—		—	
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85)月分		(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85)月分		(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85)月分	
(加算措置の状況) ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

平成30年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○			
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
	上位、標準、下位の区分	○	○		
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ	人事評価を活用していない			○	
	活用予定時期			平成32年度6月期	

(2)退職手当(30年4月1日現在)

津山市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	2,451 千円	22,651 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3)地域手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度普通会計決算)			1,293 千円
職員1人あたり平均支給年額(29年度普通会計決算)			216 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20.0 %	2 人	20.0 %
岡山市	3.0 %	5 人	3.0 %
地域補正後ラスパイレース指数			100.0
(ラスパイレース指数)			(100.0)

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数のことです。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4)特殊勤務手当(30年4月1日現在)

支給実績(28年度普通会計決算)		3,673 千円	
支給職員1人あたり平均支給年額(29年度普通会計決算)		10,376 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度普通会計決算)		49.6 %	
手当の種類(手当数)		13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納整理業務手当	納税課勤務職員	外勤による滞納整理業務及び差押執行業務	日額 400円
社会福祉業務手当	社会福祉事務所勤務職員	社会福祉法に規定する市町村が処理する業務	日額 400円
保健指導業務手当	健康増進課勤務職員	家庭訪問による、結核、感染症、精神保健に係る保健指導業務	日額 400円
廃棄物処理業務手当	環境事業所勤務職員	ごみ収集、運搬、破碎等処理作業	日額 850円
行路者収容手当	社会福祉事務所勤務職員	行路死者の収容業務	1件 6,000円
感染症防疫勤務手当	環境生活課勤務職員	感染症予防のための消毒作業、感染症発生箇所消毒作業	日額 950円
酸素欠乏危険作業手当	土木課勤務職員	酸素欠乏危険作業	日額 500円
特殊危険作業主任業務手当	環境事業所勤務職員	単純労働職員が作業主任者等として行う危険物取扱者業務	日額 150円
特殊勤務時間業務手当	図書館勤務職員	規則で定める特殊な勤務日又は勤務時間に従事	日額 550円
用地交渉手当	管理課勤務職員	勤務時間外における土地の取得等の権利者との直接折衝	日額 500円
非常災害出動手当	災害時出動職員	豪雨等非常災害発生時巡回監視・応急作業業務	日額 800円
特殊現場作業手当	技能労務職員	高所、深所、傾斜地等の危険現場での業務従事	日額 300円
下水道業務手当	下水道課勤務職員	下水道施設の汚水処理・供用開始した管渠内の検査、調査等	日額 450円

(5)時間外勤務手当

支給実績(29年度普通会計決算)	144,097 千円
支給職員1人あたり平均支給年額(29年度普通会計決算)	225 千円
支給実績(28年度普通会計決算)	144,298 千円
支給職員1人あたり平均支給年額(28年度普通会計決算)	226 千円

(注) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6)その他の手当(30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 29年度 普通会計決算	支給職員1人当たり 平均支給年額 29年度 普通会計決算
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額6,500円 ・子 月額10,000円 (特定期間の加算 月額5,000円) ・子以外の扶養親族 月額6,500円	同	—	90,617 千円	236,599 円
住居手当	・借家の金額により上限27,000円	同	—	34,847 千円	266,010 円
通勤手当	・交通機関利用 運賃相当額(最高限度額月額55,000円) ・自動車等利用 距離区分により月額5,300円～34,400円	異	(国)交通用具(自動車等)使用者最高限度額31,600円	67,071 千円	110,132 円
宿日直手当	・宿日直 1回4,200円 ・半日直 1回2,100円	異	(国)1回4,200円	29 千円	5,880 円
管理職手当	管理職員に下記の金額を支給 ・部長級 74,000円 ・部次長・課長級 51,000円 ・課長補佐級 39,000円	異	(国)職位により46,300円～146,400円	120,183 千円	558,988 円
管理職特別勤務手当	管理職の職員が、臨時又は緊急の必要性により、週休日、休日又は平日の深夜に勤務した場合に支給 1回3,000円～12,000円	異	(国)1回3,000円～12,000円	2,587 千円	21,380 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に寒冷地等に在勤する職員に支給 月額5,800円	同	—	58 千円	29,000 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 月額26,000円～70,000円	同	—	456 千円	456 円

5 特別職の報酬等の状況(30年4月1日現在)

区分	給料	月額	等	
給料	市長	686,000 円 (980,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 979,000円 / 686,000円	
	副市長	663,000 円 (780,000 円)	800,000円 / 663,000円	
報酬	議長	555,000 円	666,000円 / 438,000円	
	副議長	515,000 円	634,500円 / 386,000円	
	議員	465,000 円	594,000円 / 360,000円	
期末手当	市長	(29年度支給割合)	〔 (29年度勤勉手当支給割合) 〕	
	副市長	2.60 月分		1.80 月分
退職手当	議長	(29年度支給割合)		
	副議長	3.60 月分		
備考	市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.53×0.7 (給料月額×在職月数×0.53)	(1期の手当額) 17,451,840 円 24,931,200 円)	(支給時期) 任期ごと
	副市長	給料月額×在職月数×0.35×0.85 (給料月額×在職月数×0.35)	11,138,400 円 13,104,000 円)	任期ごと

- (注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
(注)2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
(注)3 退職手当の()内は、特例条例適用による減額措置を行う前の金額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

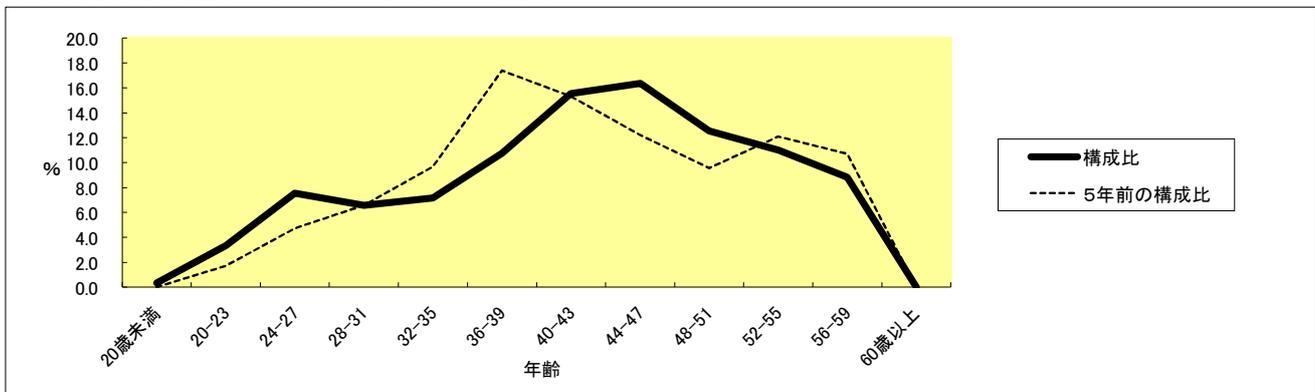
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成29年	平成30年			
普通会計	一般行政部門	議会	9	9	0	林業振興業務の強化 支所業務の見直し等
		総務	171	171	0	
		税務	54	54	0	
		民生	97	97	0	
		衛生	71	71	0	
		労働	8	8	0	
		農林水産	63	64	1	
		商工	31	31	0	
		土木	91	88	▲3	
		小計	595	593	▲2	
	教育	149	141	▲8	幼稚園長業務及び保健給食業務の見直し等	
小計	744	734	▲10	<参考> 人口1万人当たり職員数 72.25 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 69.74 人)		
公営企業等	会計部門	水道	35	34	▲1	育休代替任期付き職員数の減 公営企業会計移行事務の充実等 居宅介護支援事業所認定業務の充実
		下水道	24	25	1	
		その他	42	43	1	
		小計	101	102	1	
合計		845	836	▲9	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.29 人	

(注)1 各年の地方公共団体定員管理調査において報告した部門別職員数です。

(注)2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	3人	28人	63人	55人	60人	90人	130人	137人	105人	92人	74人	0人	837人

(注) 職員数は一般職に属する職員で、教育長を除き、一部事務組合等への派遣職員を含みます。

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去6年間の増減数(率)
一般行政	629	618	612	619	591	595	593	▲36 (▲5.7%)
教育	154	153	143	128	150	149	141	▲13 (▲8.4%)
消防								
普通会計計	783	771	755	747	741	744	734	▲49 (▲6.3%)
公営企業等会計計	97	96	96	99	99	101	102	5 (5.2%)
総合計	880	867	851	846	840	845	836	▲44 (▲5.0%)

(注)1 各年の地方公共団体定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 津山市上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
29	2,773,612	337,688	214,794	7.7	8.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村(水道) 平均一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
29	34	132,855	28,525	53,414	214,794	6,317	6,148

(注)1 職員手当には退職給与金を含みません。
(注)2 職員数は、29年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項 特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(30年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
津山市上水道事業	42.9 歳	325,625 円	526,457 円
市町村(水道)平均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

津山市上水道事業		津山市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(29年度)		1人当たり平均支給額(29年度)	
1,570 千円		1,562 千円	
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.80 月分	2.60 月分	1.80 月分
(1.45)月分	(0.85)月分	(1.45)月分	(0.85)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
・役職加算 5~15%		・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(30年4月1日現在)

津山市上水道事業			津山市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	2,451 千円	22,651 千円

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注)2 津山市上水道事業では、29年度の退職者はいません。

ウ 地域手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		0 千円	
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20.0 %	0 人	20.0 %
岡山市	3.0 %	0 人	3.0 %

エ 特殊勤務手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		827 千円	
支給職員1人あたり平均支給年額(29年度決算)		24,326 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当	業務課職員	水道料金徴収業務	日額 220円
非常出勤手当	勤務時間外に緊急に呼び出しを受け勤務した職員	勤務時間外に緊急に呼び出しを受け勤務	(深夜・土曜・日曜・国民の職実に関する法律に規定する休日)1回 2,400円 (その他の時)1回 2,000円
停水処分手当	停水業務に従事した職員	給水を停止する業務	1件 300円
危険手当	現場作業に従事した職員	①酸素欠乏の危険を伴う作業に従事 ②水質検査及び測定機器較正のため危険な薬品の取り扱い業務に従事 ③凍結工法作業現場で指導・監督に従事 ④地上及び地下2mを超える危険箇所で安全帯を着用して作業に従事 ⑤感電のおそれのある電気設備の点検・復旧作業に従事	①日額 500円 ②日額 210円 ③～⑤日額 400円
用地交渉手当	用地交渉業務に従事した職員	勤務時間外に土地等の取得に関する折衝業務に従事	日額 500円
深夜勤務手当	現場作業に従事した職員	深夜(午後10時から翌日午前5時までの間をいう。)に屋外作業に従事	11/1～3/31 1回 600円 その他のとき 1回 500円
非常呼出待機手当	公用の携帯電話を貸与された職員(係長級以上の技術職員)	公用の携帯電話を貸与され、時間外に緊急連絡により事故等に対応	日額 300円
事故等対応手当	事故等の作業に従事した職員	突発的な破裂事故等により、緊急に広報、臨時給水、修理作業、放水等に従事	1回 600円
災害出勤手当	災害復旧等の業務に従事した職員	市又は水道局に災害対策本部が設置されたときに以下の業務に従事 ①巡回監視に従事 ②応急作業に従事 ③勤務時間外に本部等の業務に従事	①日額 800円 ②日額 1,200円 ③日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	10,279 千円
支給職員1人あたり平均支給年額(29年度決算)	302 千円
支給実績(28年度決算)	12,772 千円
支給職員1人あたり平均支給年額(28年度決算)	355 千円

カ その他の手当(30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 28年度 決算	支給職員1人当たり 平均支給年額 28年度 決算
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額6,500円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 ・配偶者が無い場合1人目 月額10,000円 ・特定期間の加算 月額5,000円	同	—	6,490 千円	270,416 円
住居手当	・借家の金額により上限27,000円	同	—	3,381 千円	307,387 円
通勤手当	・交通機関利用 運賃相当額(最高限度額月額55,000円) ・自動車等利用 距離区分により月額5,300円～34,400円	異	(国)交通用具(自動車等)使用者最高限度額31,600円	2,339 千円	93,568 円
宿日直手当	・宿日直 1回4,200円 ・半日直 1回2,100円	異	(国)1回4,200円	- 千円	- 円
管理職手当	管理職員に下記の金額を支給 ・部長級 74,000円 ・部次長・課長級 51,000円 ・課長補佐級 39,000円	異	(国)職位により46,300円～146,400円	5,208 千円	578,666 円
管理職特別勤務手当	管理職の職員が、臨時又は緊急の必要性により、週休日、休日又は平日の深夜に勤務した場合に支給 1回3,000円～12,000円	異	(国)1回3,000円～12,000円	- 千円	- 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に寒冷地等に在勤する職員に支給 月額5,800円	同	—	- 千円	- 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 月額26,000円～70,000円	同	—	- 千円	- 円